



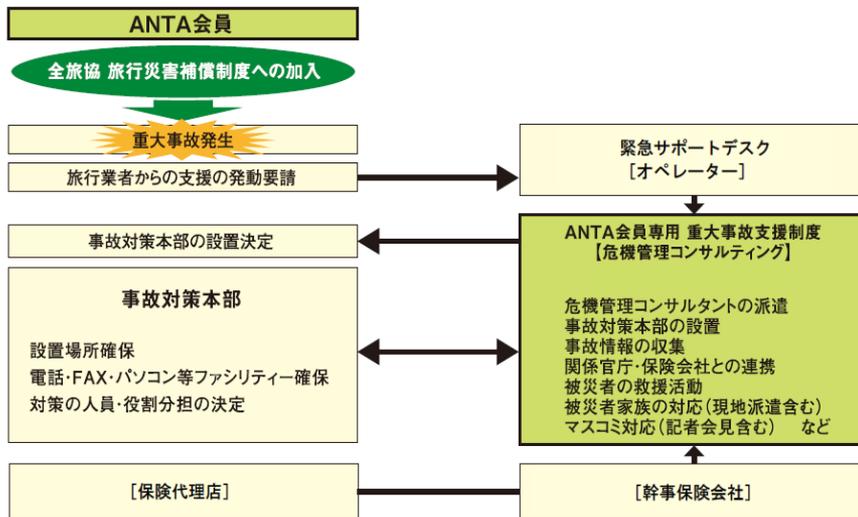
軽井沢スキーバス事故後の貸切バス 旅行の安全確保の取組について

令和元年7月3日（水）

一般社団法人全国旅行業協会

1. 全旅協旅行災害補償制度への「重大事故支援特約」の導入 (平成30年4月～)

- ・全旅協は、会員向けの全旅協旅行災害補償制度に「重大事故支援特約」制度を構築し、昨年4月から、万一重大事故が発生した場合において、旅行者による被災者・ご家族への対応等について専門家による支援制度を導入しました。
- ・重大事故発生時の対応は、その旅行を企画・実施する旅行者が責任をもって行うものであることは申すまでもありませんが、この制度の活用により、会員旅行者の事故対応能力を高め、旅行の安全安心の向上につながるよう、引き続き努めて参ります。

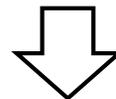


【重大事故支援特約の内容】

- (1) 重大事故発生時（有事）の際の緊急支援
旅行実施中に万一重大事故が発生し、会員からの要請があった場合に24時間365日体制で、事故対応に関する相談受付と専門家による支援を実施。
- (2) 支援制度の利用に要する各種費用を補償
旅行の参加者が死亡するなど一定の条件に該当する重大事故が発生した場合に、支援制度の利用に要する各種費用（対策本部の設置、被災者ご家族の対応などの費用）を保険で補償。
- (3) 平時の備えも支援
平時からの事故防止の対策支援として、国内・海外安全情報の提供、重大事故対策研修の開催、事故の規模に関わらず、危機管理に関する各種相談受付・アドバイスを実施。

2. 旅行業務取扱管理者への貸切バスの安全対策・運賃制度の講習

- ・平成30年1月4日から施行された旅行業法一部改正により、旅行業者は、その選任した旅行業務取扱管理者について定期研修を受講させることが義務付けられました。
- ・このため、全国旅行業協会は法改正後の平成30年1月末から定期研修を開始し、旅行業法令・通達、旅行業約款等についての講義とともに、「貸切バスの安全対策・運賃制度」についての講義を実施しています。



〔講義内容〕

- ・貸切バスの安全対策の経緯
- ・貸切バスの運賃・料金制度の内容
- ・安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策
- ・旅行広告・取引条件説明書面への貸切バス会社名の表記
- ・貸切バス関係通達・資料集 等

〔定期研修修了管理者数〕

- | | | |
|--------------------------|--------|-----------|
| ・平成29年度（平成30年1月～3月） | 1,360名 | |
| ・平成30年度（平成30年7月～平成31年2月） | 2,521名 | 合計 3,881名 |

- ・定期研修は、旅行業協会非加入の旅行業者の旅行業務取扱管理者も受講することができます。
- ・この定期研修を通して、また、受講後も教材テキストを精読することにより、旅行業務取扱管理者の職務に関して必要な最新の知識を提供し、貸切バス事業者と協力して旅行の安全の確保のため万全を期するよう指導しています。